

## 議案第9号

### 工事請負契約（県道若桜下三河線（岩屋堂工区）トンネル工事（不動院岩屋堂トンネル）（交付金改良））の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年9月19日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 工 事 名 県道若桜下三河線（岩屋堂工区）トンネル工事（不動院岩屋堂トンネル）（交付金改良）
- 2 工 事 場 所 八頭郡若桜町大字岩屋堂
- 3 契約の相手方 県道若桜下三河線（岩屋堂工区）トンネル工事（不動院岩屋堂トンネル）（交付金改良）森本組・高野組特定建設工事共同企業体  
代表者 広島市中区加古町12番7号  
株式会社森本組広島支店  
支店長 岡 正 巳  
東伯郡琴浦町大字赤碕817番地7  
株式会社高野組  
代表取締役 高 力 久 美
- 4 契 約 金 額 941,930,000円

- 5 工事費の減による減額 工期内において、契約金額が適正な工事費より過大となったと認められる場合は、上記契約金額から当該過大となった額を減額するものとする。
- 6 工事完成期限 令和6年11月8日
- 7 契約締結の方法 制限付一般競争入札